

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-3-1
処分の種類	登録拒否の通知			
根拠法令条例等・条項	電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第2項			
処分の概要	法第6条第1項の規定により法第3条第1項又は第2項の登録を拒否したときは、その理由を示して、その旨を登録者に通知しなければならない。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難)</p> <p>電気工事業の業務の適正化に関する法律 (登録の拒否)</p> <p>第6条 経済産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者</p> <p>二 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者</p> <p>三 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>四 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの</p> <p>五 法人であつて、その役員のうち前4号の一に該当する者があるもの</p> <p>六 営業所について第19条に規定する要件を欠く者</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	昭和45年法律第96号			